

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令  
 第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和五年九月十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住所	土地所有者 氏名
不明	土地登記名義人 (亡)高橋ツルヨ相続人 (相続人不明)
不明	土地登記名義人 長谷川 虎一(存否不明)
不明	土地登記名義人 安達 政一(存否不明)
不明	土地登記名義人 長迫 政人(存否不明)
不明	土地登記名義人 熊沢 徳一(存否不明)
不明	土地登記名義人 村上 郡之助(存否不明)
不明	土地登記名義人 小川 一雄(存否不明)
不明	土地登記名義人 三角 己之助(存否不明)
不明	土地登記名義人 山本 昭(存否不明)
不明	土地登記名義人 矢野 弥三郎(存否不明)
不明	土地登記名義人 (亡)矢野一一相続人 矢野 哲
不明	土地登記名義人 北田 長次(存否不明)
不明	土地登記名義人 藤井 キヨコ(存否不明)
不明	土地登記名義人 奥江 治三郎(存否不明)
不明	土地登記名義人 石井 ハシ(存否不明)
不明	土地登記名義人 奥江 政男(存否不明)
広島県三原市青葉台一二番二三号	熊丸 訓司
広島県尾道市山波町一五九六番地三	熊丸 要司
不明	土地登記名義人 (亡)松浦忠則相続人 松浦忠義

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付替工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿(㎡)	実測(㎡)	
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字コウゲ畑	七五七二番	山林	山林	三九四三	一九三一・五六	六〇〇・五一
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字虎	七五四七番	山林	山林	一一三三三	九九二・二五	五三一・二八
広島県 福山市 瀬戸町 大字地頭分 字虎	七五四八番	山林	山林	八一六	五八二・七八	三五・五九 一・九一

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、令和五年十月二日にその通知があったものとみなされず。